

社会的市場経済とは何であるか？

— フランツ・ベームの独占理論との関連において —

鉢 野 正 樹

Was ist die Soziale Marktwirtschaft?

— In Bezug auf die Monopolstheorie Franz Böhms.

Masaki Hachino

Zusammenfassung

- § 1. Was ist die Soziale Marktwirtschaft? Erstens, sie ist eine Idee, die die Freiheit des Marktes und die Sozialgleichheit vereinigen will. Zweitens, sie ist eine politik, die die Neutralität des Marktes bewahren will. Drittens, sie ist eine Theorie, die die Schaffung der neuen nationalen und internationalen Ordnung erzielt.
- § 2. Was ist die Neuzeit? Sie entstand mit dem Postulat, daß alle Menschen vor dem Gesetze gleich sei. Wegen des Postulates zerfiel die Hierarchie des Mittelalters. Nach der feudalen Gesellschaft kam eine neue, die „bürgerliche Gesellschaft“ genannt wurde. Franz Böhm nennt sie „Privatrechtsgesellschaft“, weil er dadurch einen Unterschied zwischen stadtbürgerlicher und staatsbürgerlicher Gesellschaft machen will.
- § 3. Was ist die Monopolstheorie Franz Böhms? Er ist gegen den Monopol, weil dieser den Preis manipuliert und dadurch die Neutralität des Marktes verhindert. Diese Neutralität ist unentbehrlich, denn niemand kann dabei durch Marktpreise andere beherrschen.
- § 4. Was ist die Mitbestimmungstheorie Franz Böhms? Er ist auch gegen das Mitbestimmungsrecht, weil es die Leistungsfähigkeit der Unternehmung stört. Eine Unternehmung unter Mitbestimmung der Unternehmer und der Arbeiter wird Verwicklung ihrer Willensgestaltung verursachen. So ist keine Steigerung, sondern die Senkung der Produktivität der Unternehmung.
- § 5. Was soll die Soziale Marktwirtschaft sein? Sie steht auf dem Grundsatz der Koor-

dinationsordnung. Seit dem Beginn der Neuzeit veränderte sich der Grundsatz der Staatsverfassung von dem Zustande der Subordinationsordnung zu dem der Koordinationsordnung. So wird die Soziale Marktwirtschaft der Staatsverfassung entsprechend sein.

一、社会的市場経済とは何であったか？ — 回顧

(一) 語義の定義 — その理念

しばらく、私的な回想にふけることを許してもらいたい。思い起せば二十年前、故酒枝義旗教授のゼミナールに入ったのが、私と“社会的市場経済”(Soziale Marktwirtschaft)との出会いであった。以来、この経済体制とゆかりの深い経済学者を、オイケン(Eucken)、エアハルト(Erhard)、レプケ(Röpke)、ミュラーアルマック(Müller-Armack)、リュスター(Rüstow)と遍歴した。そして、今年フランク・ベーム(Franz Böhm)にたどりついた。これで一応、ドイツのオルド学派(Ordo-Schule)の重鎮には見参し終えたように思う。そこで、この機会に今までの学問的遍歴を回顧して、社会的市場経済の何であるかを私なりに総括しておきたいと思ひ立った。

社会的市場経済とは何であるか？と問われれば、戦後西ドイツの経済復興を支えた経済体制の名称であると答えることが出来る。わが国では、西ドイツの経済復興のことはよく知られているが、これを支えた経済体制のことはあまり知られていない。何故であろうか？それは、経済復興という目に見える — 従って数量化出来る現実 — は誰の目にも分かりやすいが、経済体制という目に見えない — 従って数量化出来ない現実 — は分りにくいからである。ここに経済復興は見るが経済体制は見ないという日常的知識と、両者をともに視野の中に入れようとする学問的知識の鮮かな対照がある。そればかりでなく、古来わが国が外来文化の輸入に際して犯かして来た根本的な誤り — 文化の外形のみを受け入れて、その内実をかえりみない — が、ここにもくりかえされているように思われる。わが国が外来文化を輸入せんとする時は、その外面だけでなく、少しく深くその内実をも研究しなければならないと思う。願わくは、このささやかな研究が、わが国の学問的知識の成熟にわずかの貢献でもせんことをと念じている。

社会的市場経済というのは、ミュラーアルマックの命名になることは周知のことである。ミュラーアルマックが何故この名称を、戦後西ドイツに興りつつあった経済体制とその体制概念に与えたのかは、ミュラーアルマックが“社会科学辞典”(Handwörterbuch der Sozialwissenschaften)にのせた小論⁽¹⁾を見るのが最も適当である。

この小論の中で最も重要な点は、ミュラーアルマックが社会的市場経済を“一つの新らしい総合”(eine neue Synthese)と言っていることである。一つの新らしい総合というのは、“市場における自由の原則”と“社会的均衡の原則”を一つに総合することを言う。社会的市場経済の理念は何か？と問われれば、ミュラーアルマックの言う“一つの新らしい総合”であると答えられる。この理念は既成の二つの経済体制 — 自由は実現したが社会的均衡を破壊してしまった資本主義と、社会的均衡は実現したが自由を破壊してしまった社会主義への厳しい批判を含むものである。社会的市場経済はその理念において、二つの既成の経済体制を批判的に克服して、自由と正義、経済政策と社会政策を同時に可能にするような経済体制の創設を目的にし

ている。この創意が、ヨーロッパの中原に位置し、ドイツはドイツたらんと欲するドイツ魂に由来することも否定出来ない事実である。

(二) エアハルトの時代 — その政策

社会的市場経済は、その実践者としてエアハルトというえがたい人をもった。経済体制の形成という国家的事業には個人の力量など微々たるものかもしれないが、枢要の地位に立つ者が、凡庸の人であるか具眼の人であるかは事業の成否に係わる大事ではあるまいか？

エアハルトは1945年、バイエルン州の経済長官に任命されてから1966年、ドイツ連邦首相の地位をしりぞくまで、約二十年間、常にドイツ経済の枢要な地位に立っていた。バイエルン州の経済長官、米英統合経済地域の経済長官、アデナウアー内閣の経済大臣、そして最後がドイツ連邦の第二代目の首相であった。この間、通貨改革(1948年)の時も、ヨーロッパ共同市場加盟(1957年)の時も、発展途上国援助法成立(1960年)の時も、エアハルトは常にドイツの経済政策に深い関係をもつ地位にいた。

しかし、いくらエアハルトが二十年にわたり戦後西ドイツに経済政策上枢要な地位を占めたかと言って、すべての経済政策がエアハルトに帰せられるものではない。それでは、固有なエアハルト政策は何であったか？と問われれば、代表的なものとして①反カルテル政策②通貨の自由交換性の二つがあげられる。前者は国内への市場政策、後者は国外への市場政策であるから、両者を包括すれば市場政策がエアハルト固有の経済政策であったということになる。それでは、エアハルトはその市場政策によって内外の市場をどうしようとしていたのであるか？この問いに最も適切に答えるものは、エアハルトがキリスト教民主同盟(CDU)の選挙スローガンに掲げた“万人の福祉”(Wohlstand für alle)という言葉である。何故なら、この標語の中に市場を万人のものたらしめんとするエアハルトの市場政策についての根本理念が最もよく表わされているからである。

それでは、市場を万人のものとするというのはいかなることか？それは、市場で生ずる利益、あるいは福祉を万人におよぼすということである。これは、いかにして可能であるか？これは、特定の階級が市場から利益を奪いとることのないようにすることによって可能である。このためには、①カルテル②団交③インフレーションから市場を守る必要がある。これら三つのものから市場を守るとはいかなることか？それは、いかなる階級も、価格を支配する自由をもたない市場 — 競争市場、あるいは完全市場 — を創設することである。もし、いかなる階級からの価格への支配を受けず、市場が完全な中立性を実現するならば、市場はいかなる特定の階級への奉仕機関でなく、万人の奉仕機関となる。このように市場の中立性を確立して、市場を特定の階級の利益機関とせず、超階級的な利益機関に育成することがエアハルトの市場政策の目的であった。もし、市場があらゆる干渉から守られ、市場の中立性が確立され、市場が万人の機関へと育成されるならば、市場の故に生じていた階級対立は収まり、階級協調の可能性が生れて来る。このようにして社会的市場経済は、市場の自由と社会均衡を総合すると言ったミュラーアルマックの理念を実現することになる。エアハルトの市場政策は、階級協調を通して、平和な国民国家の形成をその究極の目標としているのである。

(三) 年報誌オルドー — その理論

現実の経済政策、あるいは経済体制としての社会的市場経済は、エアハルト時代とともに一応終止符をうった。エアハルト以後、キージンガー内閣のかかげた“総体的操作”(Globale Steuerung)の政策も、ブランドならばにシュミット内閣のかかげる社会民主党(SPD)に伝統的な“経済民主主義”(Wirtschaftsdemokratie)の政策も、市場の中立性を根幹とするエアハルト政策とは異質なものである。しかし、これで社会的市場経済のすべてが終ったわけではない。何故なら、経済体制としての社会的市場経済はドイツの現実から姿を消したが、体制概念としての社会的市場経済は今なお研究の対象として生きつづけているからである。

戦後、社会的市場経済の形成に関与した経済学者は、ほとんどすべて程度の差はあってもナチス国家主義の弾圧を共通体験としてもっている。ある者は国外に追われ—ミゼス、ハイエク、レプケ、リュスト—ある者は大学を追われ—エアハルト、オイケン、ベーム—ある者は研究の転換を余儀なくされた—ミュラーアルマックなど。これらの学者がこの迫害の中であって、決して放棄しようとしなかった一点は、人格の自由への信念—人間は自己以外の何者によっても、自己の意志決定を規定されない—であった。しかし、ナチスの弾圧の下で人格の自由など一顧だにされないドイツの現実と直面しつつ、これらの学者が一体どうしたら人格の自由を守られるかを真剣に問題にしたことは想像にかたくない。この結果、これらの学者が共通に到達した結論は、自由を守るものは秩序以外にないということであった。自由の可能性を問いつづけて到達したところは、秩序の意味の再発見であった。もはやこれは“新自由主義”(Neo-Liberalismus)であって、今までの“旧自由主義”(Alt-Liberalismus)とは区別される。

このような二つの認識—①人間は自由な存在である。②人間の自由を守るものは秩序以外にない。—をいわば共通項として、新自由主義者は結びつけられている。この共通の認識を基にして、社会的市場経済は体制概念として今も研究がつづけられているし、この研究を担っているのが“年報誌オルドー”(ORDO)である。

ORDOはラテン語で秩序を意味する。別に修道院をも意味する。修道院の生活が、完全な秩序を体現するからである。年報誌オルドーは、通貨改革(1948年)の年に創刊され今年で三十一巻を数える。オルドーの発刊は、経済学者ワルター・オイケンと出版者ヘルムート・クーパー(Helmut Küpper)の⁽³⁾出会に始まる。二人は敗戦の翌年にはじめて会う。当時のドイツは四ヶ国共同管理下におかれ、ナチス時代の経済政策はそのまま継続され、統制経済は常識であって自由経済への復帰を願う者は少なかった。このような状況下に、自由と秩序についての認識を共通にする二人が出会ったことになる。この出会から、クーパーの提案によって“秩序問題”(Ordnungsproblem)の研究を主眼とする機関誌オルドーが誕生することになった。

年報誌オルドーの目的は、創刊号の序文にあるように“国内的と国際的との秩序の創造”にある。ところで、国家と世界の現実はどうであろうか?国内的には階級の対立、国際的には国家の対立が渦巻いている。これが、現代の歴史的現実というべきである。この中で、自由と言えば、階級あるいは国家の恣意の口実に利用される始末である。この結果、いたるところに利害のむき出しの対立と衝突とが生じている。こうして、自由の真価は見失われ、自由は信用を失ない、自由と言えば侮蔑的な目で一瞥されるまでになっている。国家と世界をこの混乱

から救うものは何か？それには、階級をとわず万人が、また国家をとわず万国が共に服従しうる秩序を発見するより他に道はない。社会的市場経済の理論は何か？と問われれば万人の服従しうる秩序であると答えられる。

二、近代とは何か？

(一) オイケンの匿名論文

はじめに、近代とは何かという問題を何故ここでとりあげるのか？という問いに答えておきたい。理由は三つある。一つは、わが国にとって近代とは何であったかをはっきりさせておきたいこと。近代以前と以後とでは何がどう変わったかをはっきりさせておきたいこと。今日のわが国で政治は民主政治、経済は市場経済、社会は契約社会と言われるが、民主政治とは何なのか？市場経済とは何なのか？契約社会とは何なのか？もう一つは、わが国の近代はヨーロッパの近代と深く関連しているが、ヨーロッパにとって近代とは何であったか、日本の近代理解の前提としてはっきりさせておきたいこと。これなくして、民主政治も市場経済も契約社会も十分な理解が出来ないと思うからである。終りの一つは、ベームの独占理論と共同決定理論の前提にベームの近代理解を知る必要があること。ベームは近代に成立した市場秩序に反するものとして独占を、経営秩序に反するものとして共同決定をそれぞれ問題にしているからである。以上三つの理由によって、近代とは何かを問題にしたい。

ドイツ歴史学派の経済学者は、いかなる問題をも歴史を過去にさかのぼる形で探求する。この点、同じ歴史学派の伝統に立つマルクスもウェーバーも共通する。両者とも資本主義の問題を過去にさかのぼる形で探求した。確かに探求し発見した結論こそ対照的であったが、学問の“歴史的方法” (historische Methode) については似かよっている。この点更に、歴史学派の伝統をひくドイツ・オールド学派も同じであった。この学派が、ヨーロッパの近代をどのように見ていたかを示す一例として、今年一月発行のフランクフルター・アルゲマイネ紙に興味ある論文⁽⁴⁾が掲載された。“精神危機と資本主義” (Die geistige Krise und der Kapitalismus) と題するこの論文は、第一次大戦後の1926年に、三十五才のオイケンが、父アドルフ・オイケンの主宰する啓蒙雑誌“事実世界” (Tatwelt) にクルト・ハインリッヒの名で発表したものである。

時は第一次大戦後、ドイツ帝国が崩壊してワイマール共和制の時代であった。戦後、連合政権の中心を占めた社会民主党 (SPD) の影響で、“社会化” (Sozialisierung) ならびに“経済民主主義” (Wirtschaftsdemokratie) が経済政策の理念とされていた。オイケンの論文が発表されたのは、レントン・マルクの奇蹟とよばれた通貨改革 (1923年) と世界恐慌 (1929年) の比較的平穏な時期であった。しかし、“冷たき合理主義” (kalte Rationalität) がドイツ国民の精神を支配し、このため“生活の意義や価値” (Sinn und Wert des Lebens) が深刻に疑れていた。オイケンは、ドイツ国民の“精神構造”にあらわれたこの動揺の原因を“社会構造”の変動にあると見、当時の社会構造の何であるかを問題にした。当時の社会構造は十六世紀以降ヨーロッパに興った資本主義であるが、その本質は何か？オイケンはこれに答えて二つの本質をあげる。一つは階級斗争、一つは合理主義である。いづれも、マルクスとウェーバーの指摘したものである。この上でオイケンは、資本主義の二つの本質を中世のそれと比較する。ま

ず階級斗争についてはどうであるか？近代の階級に対応するのは中世の身分（領主、僧侶、市民、農民）であるが、両者を比較すると、中世の身分には身分の上での上下があったが身分相互の間には、国家と教会との“階層秩序”（Hierarchie）に守られた平和があった。つぎに合理主義についてはどうであるか？近代の合理主義に対応するのは中世の伝統主義であるが、両者を比較すると、中世人の行動は因習にしばられたが近代人の損得づくめの行動よりも人間味があった。このように比較すると、近代の失なったものが何であったか中世との比較によってよくわかる。問題はこれからどうするかである。社会構造を変革して中世に帰るのかあるいは社会主義へ行くのか、この問題がある。しかし、いずれにするにせよ資本主義の達成した物質的繁栄は望みえない。当時のオイケンは、この答えをえていなかった。

（二）歴史の社会学的二分法

中世から近代への移行をもって歴史を二分するならば、まず産業構造の上から農業から工業の時代へ、また所有形態の上から土地から資本の時代へ、あるいは支配階層の上から領主から市民の時代へと二分することが出来る。いわゆる社会構成体として、古代社会、封建社会、資本社会の三分法も行われるが、社会学者の中には、歴史の二分法を行う者が多い。テニースのゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ、メーンの身分から契約へ、スペンサーの軍事型社会から産業型社会などが代表的なものである。⁽⁵⁾

中世から近代への移行は、“市民”（Bürger）の台頭の中に最も顕著に見られる。市民は、元来中世の領主、僧侶、農民とならぶ身分の一つであったが、市民は更に商人と職人とに分かれる。中世において市民が台頭するのは、十一世紀の商業の復活による。商業の復活は、都市の発達をともなった。中世の産業構造は農業が主流であったから、これに対応して、領主と農民の生産関係が中心であったが、商業の発達とこれにともなう工業の発達で、商人と職人の生産関係が十一世紀以降、社会構造を変革させはじめる。

土地を媒介とした領主と農民の生産関係が資本を媒介とした商人と職人の生産関係と対立して、ついに後者が前者をくつがえして行く過程が、十一世紀から十八世紀にいたるヨーロッパ近世、近代の歴史である。この期間に、中世都市の枠の中で市民として活動した商人と職人の階層は、徐々に工業が農業を産業構造の上ではくつがえす発展に対応して、領主と農民を主軸とした社会構造をくつがえし、一時期は国王＝市民の同盟を結んで、領主と農民の封建的支配関係をくつがえし、更には同盟の相手国王の絶対主義をもくつがえし市民革命をなしとげるに至る。かつては都市の市民として局地的階層であったものが、今や国家の市民として中枢的階層になる。かつては、商人と職人との間にのみ通用していた市民だけの契約原則が、国民のすべてを拘束する法律（民法）へと成長する。このように、中世の領主と農民の生産関係から出発して、近代の商人と職人の生産関係を歴史的にたどるのが、サン＝シモン、ヘーゲル、マルクスである。サン＝シモンの資本主義批判は、資本家と労働者の生産関係の中に、中世における領主と農民の生産関係の再現を見る。

中世史家オットー・ブルンナー⁽⁶⁾は、ギリシャやローマの古典古代においては、“市民社会”（societas civilis）は“家”（societas domestica）に対応する概念であり、従って“市民社会”は“国家”（res publica）や“国民”（populus）と同義語であったと言う。更に、societas civilisの事象を対象とする学問が政治学であり、societas domesticaの事象を対象にする学問が経済

学であったと言う。今日の言葉で言えば、公的な事象は政治学、私的な事象は経済学の対象であった。ところでこのような政治学、経済学の用法は我々の語感にピッタリしているだろうか？もし、異和感があるとすれば何故であるか？それは、古代、中世を通じて異和感のなかった国家の二重の構造 — ① *societas civilis* ② *societas domestica* — が市民社会の発達にともなって変化したからである。国家の二重構造はこれによって三重の構造 — ① *res publica* ② *societas civilis* ③ *societas domestica* — へと変化した。*societas civilis* は、*res publica* と *societas civilis* に二分されるようになった。これにともない政治学の対象は *societas civilis* から *res publica* へ、経済学の対象も *societas domestica* から *societas civilis* へと移行する。最後に、今まで経済学の対象であった *societas domestica* を対象とする学問として社会学が生れて来たのである。

(三) ベームの私法社会

十一世紀から十八世紀に至る領主との権力斗争において市民は、その斗争の拠点を二つのものにおいていた。一つは農業に対する工業の発達に、もう一つは領主のもつ特権に対するに同権のイデオロギーであった。同権のイデオロギーとは、法の下での平等ということである。このイデオロギーは以下のようにして生み出された。中世を通して領主は“主従制”(Vasalität)と“恩貸制”(Benefizialwesen)の下で、身分上の特権を利用して土地と農民を支配し、経済外強制によって農民から地代を請求していた。それだけでなく、領主は身分上の特権を利用して中世半ばから台頭して来た市民階層の勢力を抑えるために、商業ならびに工業から所得が生ずることを制限し、かつ蓄積された資本が投資によって利潤をあげることも制限した。このため市場の開催期間を指定し、顧客への売り上げ額を制限し、雇用する職人の人数をも規制した。この際公布される法律は市民の活動を拘束するものばかりであって領主の活動を拘束するものは見られない。例えば、領主の経済外強制や封建地代を拘束する法律はどこにもない。何故ならば、領主階層のみは法律の適用を超えた特権をもっていたからである。このような法律の適用に際して行なわれた差別に対抗して唱えられたのが、法の下での平等というイデオロギーであった。

法の下での平等というイデオロギーは、法律の適用をのがれうるいかなる特権も、身分も、地位も認めないのであるから、中世の根本原理、階層秩序にとっては恐るべき破壊力であった。四民平等の世の中は、法の下での平等が生み出したものである。

このイデオロギーの生み出す破壊力を盾に十一世紀には“都市市民”(Stadtbürger)にすぎなかった市民層は、十八世紀の市民革命を経て“国家市民”(Staatbürger)へと発展する。十八世紀市民革命以降の市民は、もはや身分にしばられた中世の都市市民でなく、国家の定める法律の前に平等な私人としての国家市民となる。国家市民とは、中世で言う領主、僧侶、市民、農民を私人となしそれに対する総称となる。今日で言う国民に相当する。このようになった社会は、市民社会とよばれることが多い。しかし、市民社会には十一世紀に成立する中世的な都市市民と、十八世紀に成立する近代的な国家市民の両義がある。ベームはここから生ずる誤解をさけるため、十八世紀ヨーロッパに成立する新しい社会を“私法社会”⁽⁷⁾(Privatrechtsgesellschaft)と呼ぶ。これは、すべての特権が解除された“私人”(Privatperson)の形成する社会あるいは国家を意味している。

このようにすべての特権が解除された私人の形成する私法社会はいかにして可能であるか？条件は三つある。①法律の普遍妥当性。法律は、いかなる特定の私人 — 階級であれ団体であれ — のみを利するものであってはならない。②法律の拘束性。法律は、いかなる私人にも適用の除外例を認めてはならない。③私人の間の相互譲歩性。私人の自由な行動が混乱を起してはならない。このため私人の間に相互の自由を犯かし合わない節度が必要である。この点に関連して、私人の自由な行動は利己的であればあるほどかえって社会の利益になるという古典派経済学の予定調和の理論は意味深き発見であった。私人の自由な行動がたがいに利益を犯かし合わないどころか、たがいに益し合うという事実の発見は、私法社会の可能性を支える有力な根拠となった。しかし、この私法社会にもやがて重大な問題が生ずることになった。それは貧富の格差の問題であった。法の下での平等は、財産、能力、その他すべてのものの平等を意味しない。持てる者と持たざる者の不平等は、資本家と労働者との階級対立となって固定する。経済学の問題はこれに対応して、資本の問題と労働の問題に分けられる。ベームの独占理論も共同決定理論も、前者を資本の問題の一つ、後者を労働の問題の一つと見ることが出来る。

三、ベームの独占理論とは何か？

(一) 独占問題の概観

ドイツの産業革命は、イギリスに約五十年のおくれをもって十九世紀のはじめに開始した。イギリスの産業革命は、農業革命、交通革命、そして工業革命へと順を追って展開したが、ドイツのそれは三つの革命を同時進行させるような形で展開した。このような急速な産業革命の結果は、経済に社会にひずみを生ぜずにはおこななかった。労働の側にも、資本の側にも問題が生じた。ドイツにおいては、資本の側の問題として独占資本が、労働の側の問題として労働運動がほぼ時を同じくして十九世紀の半ばに起っている。

今、労働の側はしばらくおき資本の側に注目すると、十九世紀半ばすぎにはドイツの三大基幹産業 — ①クルップの名で知られる鉄鋼業②ジーメンスの名で知られる電気工業③バイエルの名で知られる化学工業 — において巨大なコンツェルンの形成が行われている。更に、この巨大なコンツェルンは、ドイツの三大銀行 — ①ドイツ銀行②ドレスデン銀行③コメルツ銀行 — と結合して、産業資本と金融資本の結合による独占金融資本を形成する。

独占の形成にともない、これをめぐる賛否両論⁽⁸⁾が起って来た。その代表的なものを整理すると、以下ようになる。まず、独占の否定論をあげる。それは二つある。①独占権力。巨大な独占企業は、その富力を利用して、資本と国家の結合を行い、政治権力を動かして国家の経済政策を独占企業に有利なように行わせる。この際、権力に乏しい中小企業、農業、工業労働者は不利である。②独占利潤。独占企業は生産量の増減によって市場価格の操作が可能であるため、生産量を限界費用 = 限界収入になるような点（クールノーの点）に固定して利潤の極大化を達成する。もし、市場が独占市場でなく競争市場であるならば、新規企業の参入によって生産量は増大し、市場価格は平均費用 = 平均収入の点にまで下り独占利潤は消滅するはずである。独占価格と競争価格とを比較してみると、後者の方が安いものをより豊富に生産するのであるから社会全体にとっては利益になることは言うまでもない。

これに対して、独占の肯定論にも有力なものがある。①独占衰退。科学技術の進歩にとまな

い巨大企業の形成は顕著であるが、産業の全体を見ると、市場は独占市場から競争市場へ向っている。①技術革新。有名なシュンペーターのイノベーションの理論。独占利潤は大半が再投資にまわされ、生産性の向上を経由して社会全体の利益になる。②有効競争。技術、生産、趣向が多様になるにつれて、製品の品質も多様になり、製品はなんらかの競争状態におかれることになる。③拮抗力。ガールブレイスの有名な理論。独占企業の経済権力には、労働組合の経済権力が対抗する。双方独占である。この場合、完全独占市場におけるような独占価格、独占利潤は生じない。

以上独占理論には賛否いずれも有力なものがある。これらの理論に対してベームの独占理論はいかなるものか？ベームの独占理論は三つの原則を骨子とする。①企業は競争への傾向と独占への傾向を二つながらにもっている。企業は必然的に独占に向うとは言えない。②企業の規模、企業の個数は、競争か独占かの基準にならない。企業の個数が多くても、カルテルをなせば市場の独占が可能である。企業の規模が大きくても平均費用で生産すれば市場は競争と同じである。③競争か独占かの唯一の基準は、市場の価格が中立か否かにある。企業が価格の中立性を犯かす市場は独占市場であり、そうでなければ競争市場である。

(二) 独占の歴史的起源

独占は、中世以来の慣行であったという議論がある。それはいかなることか？中世は、領主が支配階層であったが、領主の関心はもっぱら農民と農業とにあった。市民の生業である商工業には深い関心を払わなかった。中世には私斗は日常茶飯事であり、自分の城は自分で守れ!! 自己防衛が当然の不文律であった。⁽¹⁰⁾商品の流通が独占にされようが競争でされようが領主にとっては、己れの城は己れで守れ!! でかたづけられた。

十一世紀に入り商業が復活し、商工業の活動が活発になるにつれて、領主と市民の関係が深くなる。市民が商品の販路をたがいのおごり合い以外には領主に求めたからである。領主には経済外強制を利用して農民から収めさせた封建地代があったからである。中世で購買力をもつ階層は領主だけで、農民にはそれがなかった。領主が力で農民からしぼりあげたものを市民が策でだましとった。市民にとって幸いなことに領主は計算だかくもなく気がよかった。農民が収める封建地代を家臣団に分配し、残りは狩猟と戦争に用いる他に用途のなかった領主にとっては、市民の運びこむ商品に気がよく応じるのも当然であったかもしれない。このような市民、特に商人はかつては主従制の下に領主に仕えていた家臣の中から出たものかもしれない。領主にとっては、戦具品、狩猟品、装飾品を運んでくれる家臣に通行権、通用権、売買権を認めることは都合がよかったのかもしれない。

しかし、時には領主が商人を暴力によって掠奪することもあった。しかし、掠奪は領主にとって得ではなかった。それよりも、暴力の行使を控えることを条件に貢納品を収めさせ、商人には通行権、通用権、売買権、職人には営業権の特権を与えることが領主の利益であった。特権に守られた営業の慣行は、領主と市民とのこのような関係から起って来た。市民とは領主のように主人でなく、かと言って農民のように奴隷でもない第三身分であった。この市民階層⁽¹¹⁾における相互の関係は、領主と農民の間を支配したような“垂直的秩序”(Subordination)ではなく、“水平的秩序”(Koordination)⁽¹²⁾であった。このような水平的な上下関係のない私人同志の平等な関係は、十八世紀以降、法治国家、また民主主義国家の原理となるがその原型は、中

世都市の市民社会の中に見ることが出来る。権利において平等な、かつ身分の差別のない市民社会は、中世都市の中で芽生えている。

ところで、いくら領主が勃興しつつあった市民社会に無関心であったからと言って、市民の形成する社会と経済とに中世的な影響を及ぼさないということはありません。中世の経済体制は、形態学的に言えば自給自足的な“自己経済”(Eigenwirtschaft)であるが、この自己経済が市民社会の中で興りつつあった“流通経済”(Verkehrswirtschaft)に影響を及ぼすことは避けがたかった。領主は農業を守り商工業を押えるために、自己経済の型に流通経済を押しこもうとした。領主の行った①特権による商業の許可②ギルド政策③定期市場の政策、いずれも自給自足の範囲に商工業の活動を制限するものである。このような過程を経て、自由を求める経済とこれを規制する国家という図式が生じて来る。res publica と societas civilis の対立である。この対立は絶対主義にうけつがれ、マーカンティリズムの政策となる。①特権の賦与②市場の封鎖③価格の公定④関税の制定⑤特許の制度、以上マーカンティリズムの諸政策は、中世の領主による商工業政策の延長線上にある。この中から商工業の営業は特権なくしてありえないという中世的慣行が生まれたのである。独占は、領主による特権による営業政策から生れた。

(三) ベームの独占理論

ドイツにおける独占は、1897年帝国裁判所によって下された①カルテル契約の認可②アウトサイダーに対する参入制限の許可⁽¹³⁾によって転機をむかえる。これ以降カルテルは“既成事実”(faits compli)の積み重ねにより動かし難い慣行となる。カルテル認可に至る背景に三つの事情がある。まず中世以降領主のもっていた競争か独占かは私斗と同じ自己防衛にすぎないと見る伝統的思想。つぎに絶対主義時代の特定の企業に特権を与え保護し国家的に育成しようとするマーカンティリズム政策。最後に、営業の自由にしる契約の自由にしる、自由を認めることが経済の真理と安易に判断した法律家の自由主義解釈。このため契約の自由に基づくカルテル協定が、営業の自由に基づく企業競争を妨げる事実が見のがされた。

1923年ワイマール共和制の時代にカルテル濫用を禁するカルテル法が成立したが、カルテルが不況企業の倒産を防ぎ社会の利益になるという理由があれば、1897年の法律に基づいて認可されたため何の効果もなかった。しかし、第二次大戦後、1957年に制定されたカルテル法は、これとは異なり、経済的利益の視点からでなく経済的秩序の視点からつくられたものであった。エアハルトの経済政策が市場の中立性を目的としたことはすでに見た。この立場から、エアハルトのカルテル政策は、カルテルは市場の中立性を犯かすから禁すべしという単純なものであったことは明らかである。ベームの独占理論もエアハルトと同じ立場でカルテルと独占を批判する。カルテルや独占が禁止されるべきなのは、市場の中立性、経済秩序を犯かすからである。

経済秩序の視点から独占ならびにカルテル問題を見るとどうなるか？このために、ベームの私法社会の理論が必要となる。すでに見たように、近代以前の封建主義的、絶対主義的国家体制の下においては、市場形態が独占市場であろうか競争市場であろうか、国家体制と経済体制の間に矛盾が生じない。何故なら、近代以前の垂直的秩序を根本原理とする国家体制の下では、経済体制が垂直的秩序による独占市場か、あるいは水平的秩序による競争市場であろうか一義的には問題でなかったからである。しかし近代以降、いわゆる市民革命によって国家体制の根

本原理が垂直的秩序から水平的秩序に変革されることによって、経済体制には国家体制の根本原理と秩序原理を異にする垂直的秩序——独占市場——は受け入れられなくなっている。近代以降の国家体制を政治について見ると民主政治、経済について見ると市場経済、社会について見ると契約社会となるが、いずれの体制も水平的秩序を秩序原理にもつ点で共通する。これを歴史的に見れば、元来は *societas civilis* の秩序の原理にすぎなかった水平的秩序が、*res publica* の原理とも、*societas domestica* の原理ともなったことになる。

近代国家の経済体制が競争市場を根幹にしなければならない理由は、この市場では価格が特定の私人——階級であれ団体であれ——の干渉を受けないからそれだけ価格の客観性が高まるからである。価格の客観性が高まるということは、それだけ万人が受け入れやすくなるということである。丁度、法律が特定私人の定めたものでなく万人の定めたものであればそれだけ受け入れやすくなるのと同じである。法の下での平等は、経済体制において価格の下での平等として実現されることになる。

四、ベームの共同決定理論とは何か？

(一) 共同決定をめぐる問題

西ドイツで共同決定法が成立したのは1951年のことであるが、この法律はエアハルトによって実践された社会的市場経済とは本来何の関係もない。この法律は、イデオロギー的に言えば社会主義の系譜をひくもので、自由主義の系譜をひくものでない。この法律は、1948年から1966年に至るエアハルト時代に成立しているが、カルテル法が本来のエアハルト政策であったのに対し、そうでない。事実、エアハルトの数多い講演、論文、演説の中に共同決定に関するものは見当たらない。

“共同決定権” (*Mitbestimmungsrecht*) がはじめて提唱されたのは、第一次大戦後のドイツであった。1918年のドイツ革命(十一月革命)の後、ドイツでは社会民主党 (SPD) を中心とする連合政権が成立した。ワイマール共和制時代の経済政策を特徴づけるのは、① “社会化” (*Sozialisierung*) と ② “経済民主主義” (*Wirtschaftsdemokratie*) の二つである。社会化の実践者はラテナウであった。ラテナウは、ドイツで発達した独占企業の弊害を、企業の経営を資本家、労働者、消費者の代表による合議制によって解決しようとした。ラテナウは独占企業を利益代表者の共同経営にし、独占企業を社会化すれば、企業の反社会的行動は抑制出来ると思ったのである。しかし、企業の共同経営は決して企業の社会性を高めることにはならなかった。何故なら、共同経営にしようが単独経営にしようが企業の行動基準は利潤にあるのだから、企業は利潤のより大きな方向へと運営されて行くことに変わりがなかったからである。結果は、共同経営される企業間に集团的エゴイズムの斗争が生じただけであった。この事態はすでに見たように1923年のカルテル法によっても防止出来ず、ナチス国家主義下における国家企業にまで発展するのである。しかし、ラテナウの発案になる企業の社会化、また企業の共同経営は、1928年ドイツ労働組合 (ADGW) が発表した経済民主主義の運動方針にうけつがれる。ただ相違することは、ラテナウの企業を共同経営するというだけの社会化を、労働組合の経済民主主義は国家の経済運営を共同経営にするところまで拡大していることであった。1951年に成立した共同決定法は、このような背景をもっていた。

(二) 共同決定法の成立情況

共同決定法は、第二次大戦後、社会民主党とドイツ労働組合 (DGB) の掲げる三つの経済政策 — ①集团的労働権②計画経済③経済民主主義 — の一環として再び提唱された。しかし、実は共同決定法は社会民主党から提唱されるまでもなく、戦後ただちに世論の支持するところになっていた。社会民主党も、労働組合も、新聞もその活動を再開する前の終戦の混乱期に共同決定法への世論が形成されていたのである。この世論の下で、連邦政府も連邦議会も共同決定法を成立させて、労働者の経営参加を認めないことが出来ない情況が生れていた。それは何故であったか？

まず、戦後のヨーロッパの情況の中に、今まで実践されて来た二つのイデオロギー、自由主義と国家主義への失望、そして残された唯一のイデオロギー社会主義への期待があったことがあげられる。また、共同決定法の要求はナチス崩壊以前から社会民主党とドイツ労働組合の既定方針であったことが挙げられる。最後に、共同決定法には階級、政党、信仰の相違をこえた魅力があったことがあげられる⁽¹⁴⁾。労働者には権力と自由を拡大するように思えたし、資本家には労働者を非政治化するように思えたし、共産主義者には革命を準備するものに思えたし、民主主義者には民主的制度に思えたし、民主主義批判者には民主的國家を身分的國家に逆転するきっかけに思えたし、ヒューマニストには人類救済の理念に思えたし、キリスト教徒には人間の顔をもつ政策に思えたのである。

しかし、共同決定法がどのように解釈されようと、社会民主党の経済政策においては、経済の民主化を通して社会主義を実現するための一里塚であった。共同決定法は、ドイツの國家を社会主義の理念に基づいて改造する第一歩と見なされていた。

社会主義の理念に基づいて國家を改造するとはいかなることか？これを政党の掲げるイデオロギー、また理念に即して言えば次のようになる。西ドイツの二大政党と言え、キリスト教民主同盟 (CDU) と社会民主党 (SPD) とであるが、両党を支えるイデオロギーは、前者は新自由主義、後者は新社会主義である。更にその理念はと言え、前者は“市場での自由の原則と、社会的均衡の原則の綜合”となり後者は“可能な限りの競争、必要な限りの計画”となる。これだけ見れば両者の開きは単なる程度の差にしかすぎないように思われる。両党の政策は、体制収斂的に接近しているように思われる。しかし、経済秩序に視点をすえて両党の目標とする経済体制を比較すれば、両者の開きは歴然とする。何故ならば前者の目標は流通経済にあり、後者の目標は中央管理経済にあるからである。

(三) ベームの共同決定理論

経済民主主義に基づく共同決定法は、資本と労働の同権の上に法理論上の根拠をもつ。法の下での平等を前提にする私法社会においては、労働者も資本家と同等の権利をもつ。両者の間には身分上の差別はない。両者の間には、水平的秩序の関係があるだけで垂直的秩序はない。両者とも同じ権利の主体として自由な意志により契約を結ぶ。雇用契約は水平的秩序である限り、いずれか一方のみを利するものではない。損得は両者の間に平等である。しかし、現実はどうであろうか？果して両者の間に結ばれる雇用契約は両者を公平に利するものであるか？中世の農民は、領主から経済外強制によって封建地代を収奪されたが、生産手段 — 農地、農具、

農舎 — の所有者であった。ところが、近代の労働者は生産手段の所有者でない。生産手段 — 工場用地、道具 — は資本家のものであって、労働者は労働力を提供して報酬をえるだけである。勿論、生産は資本家の生産手段だけで出来るものでなく、労働者の労働力を必要とする。この限りでは、資本家も労働者に依存することは、後者が前者に依存することに変わりない。しかし、両者の依存関係は、後者が前者に依存する程度の方が高い。何故なら、持てる資本家は、資本をくいつぶすことによって生活を維持出来るが、持たざる労働者には出来ないからである。このような資本家と労働者との間にある現実的關係を背景として、共同決定法は、両者の関係を労働者の経営参加によって対等にせよと言うのである。

これに対してベームの共同決定法への批判は二つの根拠から成り立っている。一つは法理論的批判、もう一つは経済理論的批判である。法理論的なベームの批判は、共同決定法による労働者の経営参加が、雇用契約の前提になっている資本家の経営権を犯かす点におかれている。資本家は、生産、販売、雇用の経営計画を立て、利潤を目的として企業を運営する。この企業の運営に必要であるという理由によって雇用契約により、労働者を雇い入れる。資本家は、企業の運営に労働者から受ける助力に対して報酬として賃金を支払う。資本家が労働者と結ぶ雇用契約は、経営への助力とこれに対する報酬を定めたものであって、労働者の経営への参加は含まれない。資本家のもつ経営権、労働者のもつ労働権はそれぞれ“私権”(Privatrecht)として尊重されるべきものである。

しかし、今や共同決定法が制定され、企業における労働者の経営参加が義務づけられている段階において、いかなる批判がありうるか？ベームの経済理論的批判は、共同決定法によって労働者 — 労働者の代表が経営に参加するだけで、他の大半の労働者は直接に関係しない — の経営参加は、企業の機能性を低下させる点におかれている。その理由は、一つに企業の意志形成が複雑になること、もう一つに企業の経営方針の転換が、もし国民経済上好ましくても労働者の利害によって妨げられるからである。もし、企業の機能性が低下すればこれは一企業の利害だけに終らず、労働者への全体的な雇用、また福祉にも影響する。確かに、労働者の経営参加は一部の経営に参加出来る労働者の地位向上、名誉心の満足になるかもしれない。しかし、大半の労働者には係りないことである。経営参加によって労働者の利益になる企業経営と言ってもその効果は疑わしい。もし、より多くの労働者に経営者の地位をというならば、企業の個数をふやして、そのような機会を多くするしかない。このためには、企業の機能性をより高めねばならない。共同決定法による労働者の経営参加がこれを達成するとは思えない。

五、社会的市場経済は何でありうるか？ — 展望

(一) 難波田論文

1961年度の“シュモラー年報”(Schmollers Jahrbuch)に難波田春夫教授の“日本人から見た社会的市場経済の基礎”(Die Grundlagen der sozialen Marktwirtschaft in der Sicht eines Japaners)⁽¹⁵⁾が掲載された。日本では類似の著書また論文のない時に、教授の論文がドイツの権威ある経済誌にのせられたことは瞠目に値する。最近でこそ、特に数理経済学に関する論文が欧・米の経済誌にのせられることは珍らしくないが、二十年前にはなかったことである。これは、教授の戦前からのマックス・シェラー研究、ウェルナー・ゾンバルト研究、そして戦

後のスミス、ヘーゲル、マルクス研究などドイツ経済学への深い造詣によるものである。

教授は社会的市場経済が、資本主義でもなく社会主義でもない第三の経済体制、あるいは体制概念であると規定した上で、このような混合体制こそが将来の経済体制の向うべき道であると論ずる。何故ならば、すべて現実的なものは矛盾なしで成り立たないからである。矛盾を統一している相互律こそが実在の論理であるからである。これを経済体制について見るとどうなるか？資本主義と社会主義を比較すると三つの点で矛盾する。①私有財産制か共有財産制かの点で、②市場経済か計画経済かの点で、③私的イニシアティブか公的ノルマかの点で。両体制のいずれも真理でないのは、いずれか一方のみの原理によって立とうとするからである。現実的なものは矛盾なくして成り立たないとするならば、矛盾を統一する体制が真理である。これは混合体制の他にない。更に、資本主義と社会主義を比較すると、その理念にも矛盾がある。一方は自由、他方は正義というように。従って、混合体制は矛盾する理念をも統一しなくてはならない。

一体、矛盾しあうものを統一する体制はいかなるものか？まずこれを理念で言えば、“友愛”（Brüderlichkeit）となる。自由と正義とは友愛において矛盾なく統一をみる。この友愛を実現するものは精神構造においては“共同精神”（Gemeinsinn）、社会構造においては“共同体”（Gemeinschaft）である。この認識に基づけば、将来のあるべき混合体制は三つの構造において形成されなければならない。①自由を実現する市場経済、②正義を実現する国家規制、③友愛を実現する国民共同体の三つである。この視点から社会的市場経済を批判すれば、この体制はミュラーアルマックの理念に見えるように自由な市場の原則と社会的均衡の原則を統一すると言いながら肝心の統一理念、すなわち友愛を示していないことがわかる。この点が社会的市場経済の欠陥である。

以上が難波田論文の概要である。実に見事な統一理論であるが、一つの矛盾が見のがせない。それは、この統一理論の中に、二つの歴史観が同時存在していることである。これを仮に、歴史の必然論と歴史の形成論としておく。教授の論文では、資本主義から混合体制への移行過程は必然論で説明がされている。ところが、混合体制の三重構造については、形成論で説明がされている。両者の間には矛盾がないとも言えるかもしれない。何故なら歴史の行くべきところへ——必然論——、行かしめるのだ——形成論——という説明も成り立つからである。しかし、これを歴史に係わる主体の態度という点から見ると事態は一変する。何故ならば、歴史の必然論は歴史を運命と見、歴史の形成論は歴史を課題と見るからである。主体にとって、同時に両方の態度はとりえない。難波田理論が真に統一理論たりうるためには、その歴史観をもいづれかに定めねばならない。

（二）現実型と理念型

社会的市場経済は、確かに資本主義でもなく社会主義でもない混合経済であるが、はじめから両体制の中間——私有財産制と共有財産制の中間、市場経済と計画経済の中間、私的イニシアティブと公的ノルマの中間をねらっていたわけではない。何故なら、社会的市場経済は、既成の両体制を比較してその中間をとった体制概念ではないからである。社会的市場経済は、経済秩序という固有の視点を基にした体制概念である。

この体制概念は、二つの理由から既成の体制概念——資本主義や社会主義——を斥ける。一

つは、資本主義も社会主義も階級のイデオロギーと化しているからである。資本主義や社会主義という体制概念ではすでに客観的な議論が出来なくなってしまう。従って、階級のイデオロギーを離れて経済体制を問題にするには、既成の体制概念を清算する必要があるからである。もう一つは、現実の中から体制概念の基準を選べば、同じ理由によって階級のイデオロギーを離れえないからである。私有財産制か共有財産制かという所有の様式も、市場経済か計画経済かという経済運営の様式も、私的イニシアティブか公的ノルマかの様式も、自由か正義かの理念の様式も現実の中から選ばれた基準である限り、現実との係わりを断ちきれない。

これに比較すれば、“秩序”(Ordnung)という基準は理想的であって現実的でないためにかえって階級の利害から離れて客観的である。秩序という基準によって構成された体制概念についても同じことが言える。現実的な基準による現実的な体制概念を“現実型”(Realtypen)と呼ばば、理想的な基準による理想的な体制概念は“理想型”(Idealtypen)と呼べる。

理想型による体制概念は、自己経済を別にすれば二つの類型に大別出来る。流通経済と中央管理経済である。前者では、経済過程の調整は市場価格により、後者では、中央機関がこれを行う。流通経済は、市場形態によって更に二つに大別される。競争経済と干渉経済の二つである。前者では、価格は私人であれ公人であれ一切の干渉を受けることがない。後者では、私人(独占ないし、カルテル)あるいは公人(政府機関)の干渉を受ける。資本主義は、この形態の経済秩序である。これに対して、社会的市場経済が目標とするのは競争経済という経済秩序である。同じく、中央管理経済も二つに管理形態によって大別される。全体管理経済と部分管理経済である。ロシア型の社会主義は前者であり、社会民主党の目標にしている社会主義は後者である。以上を整理すると次のようになる。

A. 流通経済

- a. 競争経済 — 社会的市場経済の目標
- b. 干渉経済 — 資本主義

B. 中央管理経済

- a. 全体管理経済 — 社会主義
- b. 部分管理経済 — 社会民主党の目標

(三) 秩序的思惟か法則的思惟か？

新しい経済体制を形成する時に問題なのは、何故ある特定の経済体制を選択するのかその理由を示すことである。しかし、その前に解決しておかねばならない問題が一つある。それは、歴史において選択や形成が可能かという問題である。すでに述べたように、歴史の形成論はこれを肯定する。しかし、歴史の必然論はこれを否定する。この歴史観は、選択や形成ではなく、洞察や促進を問題にする。マルクスは、資本主義は社会主義になると断定する。これは歴史の法則であると説く。経済政策のなすべきことは、この必然性を洞察し、促進することである。もし、このような歴史法則が実在すれば、将来に向っての選択や形成の余地はない。もし、マルクスの予言が正しければ、社会主義以外の経済体制を選択し形成しようとすることは、まことに先見の明のない、頭のわるい営みとなる。しかし、歴史の法則は本当に実在するのか？人間にはマルクスが自負したような歴史の予知能力が備っているのか？この疑問が解消されない限り、いかに凡愚に見えようとも人間は歴史を選択し、形成すべく努める他はない。

経済体制の選択と形成が可能であるというのは、その根底に歴史の形成論、歴史を課題と見る歴史観があるからである。これは、人間に歴史を選択し形成する能力があると見、この限りで人間は歴史をいかに選択し形成するかに責任を負い、同時に責任を問われていると見る。

最後に、社会的市場経済を何故選択するか？その理由を明らかにする。最も重要な理由はすでに述べて来たように、近代に入って国家体制の根本原理が根本的に変革——垂直的秩序から水平的秩序へ——した以上、この国家体制に適合する経済体制が選択されねばならないことである。そして、水平的秩序を最も完全に実現する経済秩序としては流通経済の、しかも競争経済しかないからである。しかし、歴史上いまだかつて競争経済という経済秩序は完全な意味では形成されたことはない。社会的市場経済は、経済秩序の視点からこの経済体制の創設を目標にしているのである。ヨーロッパは今も新しい秩序を求めて模索している。ヨーロッパの没落あるいは終焉と言われながら、ヨーロッパには今も新しい秩序に向っての挑戦がつづいている。これに比較して日本は、経済的繁栄を追うのみで、ヨーロッパの苦斗はよそに見て、国家の内に対しても外に向っても新しい秩序に関しての何の関心も払ってはいないのではあるまいか？

註

- (1) Müller-Armack : Soziale Marktwirtschaft, 1956, in „Handwörterbuch der Sozialwissenschaften“
- (2) Ludwig Erhard : Deutsche Wirtschaftspolitik, I. Auf, 1962, S. 337.
- (3) Vorwort, in „ORDO, Band 21“
- (4) Walter Eucken, Die geistige Krise und der Kapitalismus, in „Frankfurter Allgemeine“, 31. Januar 1981“
- (5) 上田一雄「近代化」社会科学大辞典（鹿島出版）
- (6) オットー・ブルンナ著 石井紫郎他訳「ヨーロッパ——その歴史と精神」昭和49年 190頁
- (7) Franz Böhm : Privatsgesellschaft und Marktwirtschaft, in „ORDO, Band 17“
- (8) 宮崎義一「独占資本」経済学辞典（東洋経済）
- (9) Franz Böhm : Wettbewerb und Monopolkampf, 1933, S. 1.
- (10) Franz Böhm : Wettbewerbsfreiheit und Kartellfreiheit, in „ORDO, Band 20“
- (11) Franz Böhm : Freiheit und Ordnung in der Marktwirtschaft, 1980, S. 220.
- (12) a. a. O. S. 220.
- (13) Walter Eucken : This unsuccessful age, 1951, p. 31.
- (14) Franz Böhm : Das wirtschaftliche Mitbestimmungsrecht, S. 318, in „Freiheit und Ordnung in der Marktwirtschaft, 1980“ oder in „ORDO, Band 4“
- (15) Haruo Oba : Zur Grundlegung der politischen Philosophie von Staat und Wirtschaft durch sozialphilosophische Interpretationen der dialektischen Entwicklung des Liberalismus unter besonderer Berücksichtigung der gemeinschaftsbezogenen Auffassungen von Nanbara und Naniwada, 1978, S. 324.